

## 高野町公式 PR キャラクターの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町のイメージアップを目的として制定された高野町公式 PR キャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に際し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、町が定めた公式 PR キャラクターの名称及びデザイン等をいう。

### (使用申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、高野町公式 PR キャラクター使用申請書（別記様式第1号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) 高野町が共催で名義の使用を承認している事業で使用する場合
- (4) その他町長が適当と認めた場合

### (使用許可)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、使用者に高野町公式 PR キャラクター使用許可書（別記様式第1号）を交付し、キャラクターの使用を許可するものとする。また、許可に関する管理は高野町公式 PR キャラクター使用許可管理台帳（別記様式第2号）によるものとする。

2 町長は、前項の規定により許可するに当たっては、条件を付することができる。

### (使用の制限)

第5条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、使用の趣旨に反するものとしてキャラクターの使用を許可しないことができる。

- (1) 町の品位を傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれがある場合
- (5) 町のキャラクターとしてのイメージや品格をおとしめるおそれがある場合
- (6) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (7) その他使用について不適当であると認められる場合

2 第3条に規定する申請の内容が前項の規定に該当し、不適当と認められる場合は、使用者に高野町公式 PR キャラクター使用不許可通知書（別記様式第3号）をもって通知するものとする。

(使用時の遵守事項)

第6条 キャラクターの使用にあつては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクター使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けた目的及び方法により適正に使用し、使用条件に従うこと。
- (2) 定められた名称、形状及び色を正しく使用すること。ただし、町長が認めたときはこの限りではない。
- (3) 第5条第1項各号の規定に該当しないように使用すること。

(見本品等の提出)

第7条 使用者は、物品等が完成したときは、完成した見本品を速やかに町長に提出しなければならない。ただし、見本品の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(申請内容の変更等)

第8条 使用者は、許可を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ高野町公式PRキャラクター使用許可変更申請書(別記様式第4号)を町長に提出し、高野町公式PRキャラクター使用変更許可書(別記様式第4号)により、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第9条 キャラクターの使用に関し、第6条に規定する事項を遵守しなかったとき、その他不適切な使用を行っていると思われる場合には、町長はその使用許可を取り消すことができる。

- 2 前項の使用許可の取り消しは、高野町公式PRキャラクター使用許可取消通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。
- 3 前2項の規定により使用許可を取り消された者は、当該使用許可に係る物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 町長は、使用許可を取り消された者に対して、物品等の回収を求めることができる。
- 5 前項に規定する物品等の回収に係る費用その他の使用許可の取り消しに伴い発生する費用については、許可を取り消された者が負担するものとする。
- 6 前項の規定により使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、町長はその責を負わない。

(使用料)

第10条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用者の責務)

第11条 使用者は、キャラクターの使用に関する一切の責任を負い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者が必要な措置を講じるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第12条 キャラクターに関する一切の権利は、町に帰属する。

(損害賠償)

第 13 条 第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をし、これにより町に損害を生じさせた場合は、その損害額を賠償しなければならない。

(庶務)

第 14 条 キャラクターの管理及びこの要綱に関する事務の扱いは、企画公室が担当する。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に必要な事項は、町長が別に定める。

別記様式第 1 号（第 3 条、第 4 条関係）

高野町公式 PR キャラクター使用申請書

年 月 日

高野町長 様

住 所  
名 称  
代表者  
電 話

高野町公式 PR キャラクターを使用したいので、下記のとおり申請します。なお、使用にあたっては、高野町公式 PR キャラクターの使用に関する要綱を遵守します。

記

キャラクターの名称		
使用内容	対象物の名称	
	使用目的	
	製作数量	
	使用開始日	年 月 日
	使用場所・配布先	
	価格（有料の場合）	
	添付書類	企画書、スケッチ、レイアウト図、 その他必要と認められる書類
担当者	氏名・連絡先	電話

高野町公式 PR キャラクター使用許可書

第 号  
年 月 日

上記申請のとおり使用することについて、次の条件を付し許可します。

- (1) 申請内容のとおり使用すること。
- (2) 高野町公式 PR キャラクターの使用に関する要綱を遵守すること。
- (3) デザイン及びカラーは指定によること。
- (4) その他

高野町長

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

高野町公式 PR キャラクター使用許可管理台帳

許可 番号	使用 区分	使用者名称	代表者名	住 所	連絡先	申請日 許可日 取消日	手続 区分
	公 共 営 業 その他					・ ・ ・ ・ ・ ・	新規 変更 取消
	公 共 営 業 その他					・ ・ ・ ・ ・ ・	新規 変更 取消
	公 共 営 業 その他					・ ・ ・ ・ ・ ・	新規 変更 取消
	公 共 営 業 その他					・ ・ ・ ・ ・ ・	新規 変更 取消
	公 共 営 業 その他					・ ・ ・ ・ ・ ・	新規 変更 取消
	公 共 営 業 その他					・ ・ ・ ・ ・ ・	新規 変更 取消
	公 共 営 業 その他					・ ・ ・ ・ ・ ・	新規 変更 取消
	公 共 営 業 その他					・ ・ ・ ・ ・ ・	新規 変更 取消
	公 共 営 業 その他					・ ・ ・ ・ ・ ・	新規 変更 取消
	公 共 営 業 その他					・ ・ ・ ・ ・ ・	新規 変更 取消

(注) 使用区分及び手続区分欄の該当に○を付すこと。

別記様式第 3 号（第 5 条関係）

高野町公式 PR キャラクター使用不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

高野町長

年 月 日付けで申請のありました高野町公式 PR キャラクター使用申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

別記様式第 4 号（第 8 条関係）

高野町公式 PR キャラクター使用許可変更申請書

年 月 日

高野町長 様

住 所  
名 称  
代表者  
電 話

高野町公式 PR キャラクターの使用を下記のとおり変更したいので申請します。  
なお、使用にあたっては、高野町公式 PR キャラクターの使用に関する要領を遵守  
します。

記

		変更前	変更後
キャラクターの名称			
使用内容	対象物の名称		
	使用目的		
	使用開始日	年 月 日	年 月 日
	製作数量		
	使用場所・配布先		
	価格（有料の場合）		
	変更理由		
担当者	氏 名		
	連絡先		
許可番号	年 月 日 第 号		

高野町公式 PR キャラクター使用変更許可書

第 号  
年 月 日

上記申請のとおり使用変更することについて、次の条件を付し許可します。

- (1) 申請内容のとおり使用すること。
- (2) 高野町公式 PR キャラクターの使用に関する要綱を遵守すること。
- (3) デザイン及びカラーは指定によること。
- (4) その他

高野町長

別記様式第 5 号（第 9 条関係）

高野町公式 PR キャラクター使用許可取消通知書

第 号  
年 月 日

様

高野町長

年 月 日付け、第 号で許可しました高野町公式 PR キャラクター使用については、下記の理由により許可を取り消したことについて通知しますので、当該許可に係る公式 PR キャラクターの使用を直ちに中止してください。

記

許可取消しの理由